

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 6 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市条例第 14 号

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期の報告に付加する事項)

第 2 条 法第19条第 2 項又は第38条第 2 項の規定により条例で付加する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第19条第 1 項又は第38条第 1 項の規定による報告に係る期間（以下「報告に係る期間」という。）に盛土をしたときに用いた土石の性質
 - (2) 報告に係る期間に盛土をしたときに用いた土石が発生した、又は堆積されていた場所（以下「発生場所」という。）の名称（発生場所が工事現場である場合にあっては、当該工事の名称）、所在地並びに管理者（発生場所が工事現場である場合にあっては、当該工事の発注者）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 報告に係る期間に盛土をしたときに用いた土石の発生場所ごとの数量
 - (4) 法第19条第 1 項又は第38条第 1 項の規定による報告の時点における工事の施行中の災害の防止のために必要な措置の状況
- (条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第 3 条 法第32条の規定により条例で定める特定盛土等の規模は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第 3 条各号に掲げるものとする。

2 法第32条の規定により条例で定める土石の堆積の規模は、政令第 4 条各号に掲げるものとする。

(工事の着手届)

第4条 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けた者（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の工事主（法第2条第7号に規定する工事主をいう。以下同じ。）又は法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の工事主を除く。以下「許可取得者」という。）は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（届出事項の変更届）

第5条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出した者（以下「工事届出者」という。）は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更後の工事に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事の完了届）

第6条 工事届出者は、当該届出に係る工事を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事の廃止届等）

第7条 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、若しくは休止し、又は休止した工事を再開したときは、工事を廃止し、若しくは休止し、又は休止した工事を再開した日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止に伴い必要となる安全上の措置（以下「安全上の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、許可取得者又は工事届出者は、規則で定めるところにより、安全上の措置に関する計画書を作成し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（許可に基づく地位の承継）

第8条 許可取得者に相続その他の一般承継があったときは、その承継人が被承継人の有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、当該承継人は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。